

参考資料1

丸亀市個人情報保護法施行条例をここに公布する。

令和5年 月 日

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市条例第 号

丸亀市個人情報保護法施行条例

丸亀市個人情報保護条例(平成17年条例第22号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施

機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により、保有個人情報に係る部分が記録された文書、図画、写真又はフィルムの写真(電磁的記録について規則で定める方法を含む。)の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、丸亀市附属機関設置条例(平成17年条例第19号)に規定する丸亀市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会に係る手数料)

第7条 審査会に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、丸亀市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第15号)第1条に規定する丸亀市行政不服審査会に係る手数料の例による。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る改正前の丸亀市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第3項又は第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は自己のため若しくは第三者の利益に供する等、不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際現に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき旧実施機関に派遣されている者又はこの条例の施行前において同項に規定する労働者派遣契約に基づき旧実施機関に派遣された者

2 次に掲げる者に係る旧条例第10条第3項(旧条例第10条の2において準用する場合を含む。)の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務の全部又は一部の委託を受けた業務に従事していた者

(2) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第11条第1項、第2項若しくは第3項、第23条、第24条又は第25条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己個人情報の開示、訂正等については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)であって、旧個人情報を含む情報の集合物のうち一定の事務の目的

を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第2項第1号に掲げる者

(4) 第2項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第3条 施行日前にした行為に対する処罰の適用については、なお従前の例による。

(丸亀市情報公開条例の一部改正)

第4条 丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 公文書の開示</p> <p style="text-align: center;">(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 公文書の開示</p> <p style="text-align: center;">(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

改正後	改正前
<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>エ 略</p> <p>オ 当該個人が第26条に規定する外郭団体等の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員の職名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(7) 略 (開示決定等の期限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>30日</u>以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び<u>氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。)</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 当該個人が第26条に規定する外郭団体等の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員の職名及び<u>氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(開示することにより、当該役職員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。)</u></p> <p>(3)～(7) 略 (開示決定等の期限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>開示請求があった日の翌日から起算して60日</u>以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して<u>41日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公文書に記録されている<u>保有個人情報</u>について、本人から開示請求があったときは、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(実施機関が議会の場合にあつては、丸亀市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号))</u>によるものとし、この条例は適用しない。</p>	<p>ない。</p> <p>3 <u>実施機関が、開示請求があった日の翌日から起算して60日を経過してもなお、開示決定等を行わないときは、開示請求者は、公文書の開示をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。</u></p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して<u>60日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公文書に記録されている<u>自己に関する個人情報</u>について、本人から開示請求があったときは、<u>丸亀市個人情報保護条例(平成17年条例第22号)</u>によるものとし、この条例は適用しない。</p>

(丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第5条 丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第198号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の取扱い及び秘密を守る義務)</p> <p>第11条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第</u></p>	<p>(個人情報の取扱い及び秘密を守る義務)</p> <p>第11条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、<u>丸亀市個人情報保護条例(平成17年条例第22号)第10</u></p>

改正後	改正前
<p>66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>条の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>2 略</p>

(丸亀市自治基本条例の一部改正)

第6条 丸亀市自治基本条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6章 情報の共有 (個人情報の保護)</p> <p>第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、<u>保有個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第6章 情報の共有 (個人情報の保護)</p> <p>第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、<u>自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</u></p>

参考資料2

丸亀市個人情報保護法施行細則をここに公布する。

令和5年 月 日

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市規則第 号

丸亀市個人情報保護法施行細則

丸亀市個人情報保護条例施行規則(平成17年規則第20号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び丸亀市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第 号。以下「条例」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の開示)

第2条 条例第5条第2項に規定する規則で定める方法は、当該電磁的記録を紙に出力したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することによるほか、電磁的記録を適当な記録媒体に複製した物を交付することによるものとする。

2 前項に規定する電磁的記録の複製に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(費用負担)

第3条 条例第5条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 紙に複写又は出力する場合

ア 白黒 10円(日本産業規格A列3番の用紙片面1枚当たりの額とする。この場合において、A列3番より大きい場合にあつては、A列3番に換算するものとする。イにおいて同じ。)

イ カラー 50円

(2) 電磁的記録を適当な記録媒体に複製する場合 当該記録媒体の実費等を勘案して定める額

(3) 写しの送付に要する費用 送付に要する費用の実額

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第4条 令第28条第4項の規則で定める方法は、現金により納付する方法とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。